

平成29年度第1回舞鶴市子ども・若者支援会議

放課後児童クラブ部会 議事録（概要）

日時：平成29年8月24日（木）

午後1時30分～午後3時30分

場所：舞鶴市役所 本館2階 202会議室

1 出席者・欠席者：別添、委員名簿のとおり
事務局：舞鶴市健康・子ども部 子ども支援課

2 議事等

(1) 開会

(2) あいさつ 安藤部会長

(3) 自己紹介

(4) 説明及び協議事項

①放課後児童クラブ部会の設置について

資料2に基づいて説明

②放課後児童クラブの現状及び課題について

資料3、4、参考資料集に基づいて説明

③放課後児童クラブに関する意見交換について

【質疑・意見等】

(委員A)

社会福祉法人クラブにおいて気象警報発令時の開設状況や普段の開設時間等について、地域との差異がみられる場合がある。法人施設においては地域とは異なる条件で運営しているのか。

(事務局)

基本的には地域と同じように対応をしている。ただし、警報発令時等において、少数ではあるが、「どうしても」という方だけ対応していると聞いている。また、児童クラブの開設時間を過ぎた場合は、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）に移行して（切り替えて）子どもの預かりを実施しており、利用者は他の事業も利用している。

(委員B)

放課後児童クラブについてよく知らなかったもので、地域の児童クラブに見学に行った。1か所だけ見て意見も言えないので他の所も見たいと思っている。いろいろと話を聞く中で感じたのは市民の認知度がまだまだ低いということ。

(委員A)

開設時間の延長について、夏休み等は朝7時45分から支援員が勤務しているので8時開設までの15分間については対応している。アンケート調査の結果から、7時30分から開設してほしいという意見があったので、この夏休み期間で、「どうしても」という保護者が

おられたら相談してほしいと案内したところ、わずか4件であった。全体的に時間を延長するのか部分的に行うのか検討していく必要がある。延長した分、支援員の負担も増えるのでよく考えるべき事項である。

(委員C)

私が運営している児童クラブでは「どうしても預かってほしい」という方については事前に相談を頂いて対応できる範囲で個別的対応を取っている。児童クラブ側からの配慮というのもある程度必要だと思う。

(委員A)

配慮を要する児童への対応は保護者の認識の違いにより大きく左右される。また、宿題等のサポートについて、児童クラブでは宿題をする時間を設けているが、支援員が教えたりするのはなかなか難しい。学習支援担当の臨時の先生等を配置できないか。そもそも、児童クラブでここまで対応しないといけないのか、今後議論していく必要がある。

(委員D)

児童クラブごとの意見交換会等はあるのか。児童クラブ間の差が見られるので、良いところは広めて、悪いところは改善していけば差は無くなっていくのではないか。

(委員A)

各児童クラブの運営委員長が集まり意見交換等を行う場として運営委員会連絡会を年2回程度行っている。また、各児童クラブにおいては支援員を中心としたミーティングを行っており、これらのような場で意見交換や情報共有を行っている。

(委員A)

学校と児童クラブの連携について、個人情報観点からなかなかスムーズにいかない場合がある。

(委員C)

学校アドバイザーやいじめ対策委員の関係から話はしていただけるが、この場限りの話としてほしいと念を押される。支援員と共有できないことが辛い。

(委員D)

学校アンケートから児童クラブとの定期的な会議等の情報共有について意見があったが、実現の方向にあるのか。

(事務局)

現在でも行っているところではあるが、現状で足りないところやもう少し深くという意味で整えていきたい。

(委員D)

市の方で、要配慮の児童を集めた専門的な児童クラブのようなものは作れないか。

(事務局)

別事業である放課後等デイサービスで受け入れている。これは支援の必要性がある児童に対しての療育サービスである。放課後児童クラブと放課後等デイサービスのどちらを利用するかは保護者の意向が大きく左右される。

(委員B)

学校は学校、児童クラブは児童クラブという印象が強い。学校側は、児童クラブは学校と関係なく、ただ場所を貸しているだけというスタンスがうかがえる。

(委員A)

放課後児童クラブの事業を開始した当初は子どもの人数が少なく、児童クラブは児童クラブで独自の活動をするという形だったが、利用児童の増加や様々な特性のある子どもも増えてきた中で、学校の協力なしでは運営していけない。

(委員B)

他の自治体では宿題の時間を設けていないところもあると聞いている。

(委員D)

有償でも良いから勉強を教える講師の先生を置いてほしいという意見もある。学習支援を別の教室で実施すれば、その分支援員さんの負担も減るのではないか。

(委員E)

国から全国統一的な最低レベルを維持しようと「放課後児童クラブ運営指針」が出された。この中には情報共有の観点から保幼小連携の中に児童クラブの支援員も入るべきだと記載がある。

支援員研修に関わる講師の研修も始まり、全国的な質の向上を目指して動き出している。

また、給与が低いから支援員の成り手が少ないという話もあった。勤務形態がフルタイム(月給制)になっていない。利用時間の延長が必要かもしれないが、勤務時間を増やして月給制の形にしていくことで、成り手が出てくるかもしれない。この形の中でパートの仕組みを入れることを検討してはどうか。最初からパートのみを担い手として想定すると成り手が少なくなっていく。

さらに、個人情報の観点から情報をもらえないということは、裏を返せば信用していただけていないということである。保育園から小学校は情報を渡しているが児童クラブには流れない。これからは更なる信用を築いていくことも重要である。

京都府内でも各地域において運営方法は異なる。学校施設内で児童クラブを運営しているところもあれば、まったく違う施設で運営しているところもある。どうしても各地域での差は出てくる。

宿題や学習支援の話があったが、児童クラブは勉強と離れて過ごすべき場所であるという意見も当然あり、他方の意見も考えていけないといけない。

保育園と児童クラブにおいて勤務形態や加配の対応等を比較してみるのも一つの手法である。

(委員A)

今後10年を見据えると今までのようにパートのみでなく専門職を配置することなどを考えていけないといけないかもしれない。

(委員E)

就学前は保育園(所)の待機児童が大きく社会問題になっている。利用者の増加から、保育士の確保も必要で、保育園(所)が悩み続けている問題である。この子らが小学生に上が

ってくるので児童クラブも同様である。

スタッフの観点から高校生をバイトとして使うだけでなく、体験をさせることで、支援員になろうかなと子どもと関わる進路選択のきっかけにもなる。こういうことをやっていくと担い手の育成に少しでも繋がっていくかもしれない。

また、施設間で利用者数がアンバランスな状態になっていることについては、小学校間での調整ができるのか、調整区域をどのように組み立てるのか、検討していきたい。

(委員A)

現状では支援員の方は職業として来ていただいているわけではなく、一時的なアルバイトやパートの感覚である。きちんとした仕事としてやるなら、どのような子どもさんが来ても対応できる責任がある仕事、事業にしていけないといけない。

(委員E)

保育士と同様に放課後児童クラブ支援員ももはや専門職であり、一般のお母さんでも出来ることと見なされれば、せつかく研修を受講して資格を持ってやっているのに値打ちを下げることになってしまう。現在は保育士のキャリアパスモデルを京都府が進めている。必要な段階で必要な研修を受けてキャリアを積んでいく形であり、児童クラブも参考にしていけるべきだ。

(委員A)

認定資格研修を支援員が受講しているが、参加した支援員には自覚を持って業務にあたってもらおうよう常々お願いしている。

(委員E)

認定資格研修はこの仕事に就くための最低限踏まえておくべき内容を学ぶ場であり、支援員の質の底上げを目指したものである。受講後はそれぞれの現場での経験や各種研修を受けてスキルアップしていくべきもの。受講した人にはそれなりの自覚を持っていただかないといけない。

雇用の問題や処遇改善等、いろいろ話をしてきた中で、サービスの内容は変化していくものだと思うが、いずれにしても子どもが中心にあるべきである。子どもの“子育て支援”がメインであるので保護者が中心ではない。

開設時間についても単純に延ばすだけではいけない。保護者にはこの時間まで仕事をしているので延ばしましたという形でないといけない。実態がどうなっているか保育園を参考にすることも考えられる。

(5) 閉会

(部会長)

たくさんの意見を頂戴した。これからはこの意見を参考にしながら課題の整理を行い、運営形態や内容について議論を深めていきたい。